

## 原子力規制委員会記者会見録

- 日時：令和2年12月9日（水）
- 場所：原子力規制委員会庁舎 13階B・C・D会議室
- 対応：更田委員長

### <質疑応答>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから12月9日の原子力規制委員会定例会見を始めます。

皆様からの質問をお受けします。いつものとおり所属とお名前をおっしゃってから質問のほうをお願いいたします。

質問のある方は手を挙げてください。

ヨシノさん。

○記者 テレビ朝日のヨシノです。先週4日の大阪地裁での大飯原発3、4号機の設置許可の取消しという判決が出たわけなのですが、率直な受け止めをまずお願いいたします。

○更田委員長 そうですね、率直な受け止め。まず二つのことを申し上げようと思います。まず一つは大飯3、4号機の設置変更許可に当たって、我々の審査に何らの過誤も欠落もなかったと考えており、その判断に自信を持っています。

二つ目は、今回の争点と言いますか、幾つもある論点の中で、一つだけ取り上げられて、その他のものに関しては国の主張が認められて、今回の判断、司法の判断に至ったわけですけど、その一点というのは審査ガイドの記述に係るもの。設置変更許可の判断を行っている主体も、それから審査ガイドを定めている主体も、どちらも原子力規制委員会であって、同じ主体が定めたものです。審査ガイドというのは私たちにとっては発行するというか、それを整えるのが義務というわけではなくて、基準やその解釈のところまでは行政組織としての責任としてやっているわけですけど、ガイドは言ってみれば、そうですね、サービスというところちょっとふさわしくないかもしれないけれども、審査の予見性、審査に当たってはどのような審査がなされるのかというのをあらかじめ事業者やその他一般にお知らせをするために、審査の予見性を高めるために整備をしているもので、その審査ガイドの一文の解釈について、作成した私たちとは異なる解釈をされて、こういった司法の判断が下るということになる、我々としては、特に原子力規制庁には審査ガイドをつくるインセンティブが失われてしまうのではないかと、そうならないように気をつけなければいけないというふうに思っています。

審査ガイドの策定に当たって、きちんと多義的な、一義的ではない解釈をされないようにというような注意をしなければならぬのですけれども、往々にその各分野の技術者・科学者にとっては、言うまでもないようなところに関しては、端折って書いているようなところがあるので、そこが多義的な解釈を呼んで、それが司法判断にも至るとい

うことになる、なかなかその審査ガイドの整備に支障が出ないかということに心配しています。

- 記者 その争点となっている部分は、判決文を読む限りにおいては、このガイドの中の不確かさとばらつきというところなのではけれども、どうも、やはりその部分で相当な、私も過誤というか、誤解が生じてしまっているような気がするのですが、それについてはいかがでしょうか。
- 更田委員長 ばらつきという言葉自体も、技術者と言いますか、理系というと余りに丸めた表現かもしれないけれども、ばらつきにもいろんなばらつきがあって、現象そのものが持つばらつき、それから観測によって生じるばらつきであるとか、様々なばらつきがあって、更に言えば判決文の中でも場所によってちょっと異なる解釈がされているんじゃないかという疑いもなくはないのは、その不確かさの一部としてばらつきを捉えている部分と、不確かさとばらつきは別のものとして捉えている部分というのはあるように感じています。これは保守性に関する議論であるので、様々な不確かさ、全然別の分野では、例えば認識上の欠けなんかも不確かさという言い方をするのですね。インコンプリートネスはアンサータンティの一部であるというような捉え方をする分野もあって、大きな意味での不確かさの中に含まれるべきというふうに考えるほうがより一般的ではあるんだろうと思いますけれども、言葉の、ちょっと今日、委員会でも国語の問題というような表現をしたんですけど、字義解釈での理解の掛け違いみたいところが非常に大きな分かれ目になっているように感じています。
- 記者 聞きたい人がたくさんいると思いますので、私は最後にしますけれども、この審査ガイドですね、ちょっとこれは分かりづらい部分もあり、おっしゃっているように端折っている部分はあってですね、もうちょっとこの改定して、かつちりしたものに仕上げたほうがいいんじゃないのかという意見も、庁内からも聞こえないわけでもない、外からもいろいろ聞こえてくるのですが、委員長、今後、これをどうされたいとお考えでしょうか。
- 更田委員長 当該審査会ガイドについて言うと、更にそれから当該部分について言うと、幾つかやり方はあるだろうと思っています。解説を更に加えるとか、そういったことというのは、継続的な改善の一つとして、例えば今日の石渡委員の発言の中にもその経験式のばらつきという表現があって、これは僕らの間ではそれを聞けばもう一義的に理解できるのだけど、正確に言えば経験式の元となっている観測記録のばらつきなのです。経験式そのものがばらついてるわけじゃない。観測記録のばらつきがあることを背景に経験式がつくられているので、そこを正確にどんどん書いていくと。それから、その分野を専門としない人、一般に対してもというふうに審査ガイドを整えようとする、それは非常に大きな作業になると思いますけど、ただ、誤解を呼びやすい場所というのが特定されるようであれば、そこに対して解説を加えるなり、あるいはより分かりやすい表現に直すなりということは必要であろうというふうに思います。

○記者 ありがとうございます。

○司会 それでは、フジオカさんお願いします。

○記者 NHKのフジオカです。先ほどの質問に関連する形なのですが、結局、その審査のガイドを、そのものを見直す形になっていくのか、あるいは以前、火山の審査の関係でもあったように、考え方を新たに示すという形になっていくのか。その辺り、もし具体的なイメージをお持ちでしたら伺いたいのと、そのために、例えばどういうふうに議論を進めていこうというふうにお考えかというのがありましたら教えてください。

○更田委員長 具体的なイメージとなると、どういうふうによりアカウンタビリティを高めるか、説明性を高めるかというのは、これもやはり委員会でやり方を議論する必要があるだろうというふうに思います。ただ、今の、今、私が一人がどう思っているかということでお尋ねをすることであるとすると、これはガイドのほんの一節に関わる部分なので、これに対する考え方という別文書というよりは、むしろそれに続く文書、解説する文書であるとか、あるいはその表現を分かりやすくするというようなガイドに手をつけたほうが、より直接的なやり方だろうというふうに思いますけど。

○記者 分かりました。それで今後なのですけれども、控訴するかどうかの検討状況も伺ってもよろしいですか。

○更田委員長 これは被告は国であって、今、お尋ねのあったような判断というのは規制委員会のする、最終的に規制委員会がするものではありませんので、私たちはまずとにかく判決で取り上げられているものの技術的な部分、科学的な部分に関してお答えするといいますか、見解について述べるに留めて、今、お尋ねの判断については、これは政府として適正な手続をとってなされるものというふうに考えています。

○記者 分かりました。ちょっと裁判とは離れるのですけれども、今日の定例会で審議されました六ヶ所村のMOX燃料工場についても一つ。事業許可が今日出たことで、今後、その後段の審査や工事が本格化していくことになると思われるのですけれども、操業に向けてその事業者の日本原燃にどのようなことを求めていくかということのを改めて伺ってもよろしいですか。

○更田委員長 まず、建設に長期間を経ていますので、そういった意味で今後それを竣工させるに当たって1段階1段階注意深く進めてもらいたいというふうに思います。やはり再処理施設とMOX加工施設、これはある種セットですね。産物としてプルトニウム粉末が再処理工場から生産されるわけなので、むしろをMOX燃料に加工することによって、より、ある意味では安全性なり、核拡散抵抗性は高まるので、速やかにプルトニウムが生産されたら、速やかにMOX燃料の形に加工することは必要だろうと思っています。ただ、これまでの議論にもありますように、再処理工場の稼働というものに関しては、これは原子力委員会が管掌されることですのでけれども、プルトニウムのバランスであるとか、それから溶液が、そのプロセスに過剰にとどまらないようにするといったよう

なバランスの問題がありますので、そういった意味で再処理工場の運用と、それからMOX加工施設の運用というのが、きちんとハーモナイズしてもらいたいというふうに思います。そうですね、関心として言えば、今日の判断というのはもうMOX加工施設に関するものだったわけですが、MOX加工もウラン加工も技術的な中身に関して言うと、それほど大きな開きがあるわけではない。ですから、そういった意味では、むしろ私たちはその運用上の関心というのは、再処理施設のほうにあるというふうには言えると思います。

○司会 そのほか、御質問ございますでしょうか。

はい、じゃあオオヤマさん、すぐ後ろです。

○記者 すみません、読売新聞のオオヤマと申します。

大飯のほうに戻るのですけれども、ちょっとの確認なのですけれども、先ほどの御発言はガイドについて、今後見直しを進めていくという、そういう趣旨の発言でよろしいでしょうか。

○更田委員長 余りそこに着目されるとどうかというのは、まだ委員会で議論しているわけではありませんし、まずは経験式を使っているプロセス、それから全体の物性の考え方について議論をして、その議論の中で、やはりガイド本体をとということになれば、ガイド本体に手をつけるべきだろうと思っていますけど、ただ、ガイドを修正するといっても、それは飽くまで表現の修正であって、技術的・科学的な中身に関して変更しようと考えていることは全くありませんので、その表現の変更・修正が必要だという議論になれば、ガイドに手をつけたらどうかというふうに思いますけど。

○記者 あと、その関係なのですけれども、今日の委員会でその見解書みたいものは事務局に作成するよう指示をされていましたが、この趣旨とどういった狙いで作られるのかということについて、あと、内容に関しては、先ほど委員長がおっしゃられたようなことになるのか、そこら辺の見通しについてお聞かせください。

○更田委員長 これは長官もですね、作れるようだったらというふうに回答で言っていましたけれども、より、一般の方も含めて分かりやすいものができるようであれば、委員会で紹介をしてもらいたいというふうに思っています。例えば、我々がもう暗黙の上に了解していることが、了解されないケースもあるので、経験式を使うときにこう考えているのだというような点についてまとめてくれれば、それを材料に委員会で議論ができるというふうに思っています。

○記者 何かそういったものは今後の裁判でも、訴訟の中でもそういった資料になるのかな、訴訟資料になるのかなと思いますけど、そういうふうな利用を考えていらっしゃるのでしょうか。

○更田委員長 今のところそういったものを視野に入れているわけではありません。

○記者 分かりました。あと、すみません、MOX工場のほうに関してなのですが、委員長、

プルサーマルの計画、プルトニウム利用計画について明確にする、その辺りを懸念されていたと思うんですけども、規制委としては仕事の範疇外になるかもしれませんが、その辺り、事業者にMOXの利用計画など、そういうのは示すように求めるようなことはあるんでしょうか。

○更田委員長 むしろそれは原子力委員会の守備範囲であろうというふうに思います。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 そのほか。では、イダさん。一番前です。

○記者 週刊金曜日のイダと申します。よろしくお願いいたします。

大飯に戻るのですけれども、判決要旨で、この地震モーメントの値なんだかの上乗せをする必要があるか否か等について何ら検討することなくというふうに書かれているんですよ。これがもし、ほかの原発審査でも検討されていないのであれば、同じような、もちろん裁判体によって判断は異なりますけれども、繰り返される恐れがあると。とすると、こういう検討について、もう一度し直すというような、そういうお考えはないでしょうか。

○更田委員長 いや、し直すも何もですね、不確実性については、十分な検討をしているという主張なのです。例えば、経験式を使うときに、経験式の根拠となっている観測データのばらつき、これを考慮した不確かさというのは審査全体を通じて考慮されています。ですから、ここはちょっと法廷に私、感覚が詳しいわけではないですけど、我々はやっているといっても、それが判断をされる、司法で判断をされる方にとってはそれが該当しないという判断されたのだらうと思っていますけれども、例えばですね、具体的に言うと、幾つかのばらついたデータがあると。そうすると、その二つのパラメーターとの間の相関をつけようとするときに、データがばらついているときに、それを例えば最小二乗法みたいなものを使ってですね、相関式をつくります。実験式であるとか、経験式であるとかという言い方をします。この場合は実験ではないので、経験式という言い方をされていますけれども。

こういった式を使うときに、もともとのデータがばらついていることを背景に、それを考慮に入れるといったときのやり方に最もよく取られる手法、ほとんどのケースがそうなんですけれども、入力するデータの不確かさを考慮して、十分保守的な結果を与えるような入力データを入れますと。そうすると、当然、出てくる結果は保守的なものになるので、これで十分な保守性は取られているという判断をするケースがほとんどです。ところが、恐らく判決では個々のパラメーターの不確かさだけでなく、出てくるアウトプットに上乗せをするかどうかの検討がなされているべきというような書かれぶりに取れるんですけれども、ある関数に入力する個々の変数の不確かさというのは、物理量として判断しやすいケースが多いのですけど、アウトプットのほうというのは、様々な物理量の不確かさの組合せになっているので、相関式の結果に最初から上乗せするとい

うのがルールだったら、別の式を使っているのと同じことになってしまうので、一般にその相関式から得られたアウトプットにその上乘せをするというようなやり方って、余り取られない。非常にざっくりとした大まかな判断で、最後にもう1割とかもう2割って叩き売りみたいなやり方というのはあるのだろうと思いますけど、じゃあ、こういったその基準地震動みたいな審査にとって重要な値のときに、保守性をどう考えるかという、全体を通して、全体を通してその審査について理解して、議論を追ってやって、どこで保守性が取られていて、最終的な基準地震動として、十分な保守性が取られているかという、科学的な判断は入るわけですけれども、その科学的な判断の各ステップについて、また、これはある意味、科学者や技術者のほうは、これはもう言うまでもないと考えると、審査書には書かないし、議論するまでもないというような判断をしてしまうこともあるんでしょうけど、一方で、こういった司法の場になると、文章の一つ一つ、ライン バイ ラインでこれは何を意味しているという吟味をされることになるのだろうと思いますので、それは当然のこととして行われているというのものもあるでしょうし、それから保守性の考え方で一般的にあるのは、別のところで非常に大きな保守性が取られているので、この段階では更に保守性を加える必要がないと判断をすることもできます。ですから、不思議といえば不思議ですけれども、判断をしている主体は、その点に関して十分争点となっているところについて、十分な考慮をしているし、欠落はないと主張しているわけですけれども、今回の大阪地裁の判決に関して言えば、その主張が認められなかったということに尽きると思います。

○記者 理解が違ったら教えていただきたいんですけども、先ほどの相関式を出すと。それで基準地震動が出ると。それに対して十分余裕を取ったと。そもそも、ばらつきというときに、その相関式の元データがいろいろ出て、今、最小二乗法ということも出ましたけど、ここの上の可能性があるんじゃないかと。そこの基準地震動を出して、そこに更に余裕を持たせれば、保守的に取っていけばよかつたんじゃないかというような裁判所の指摘なのでしょうか。

○更田委員長 ちょっとそうでないですし、そもそも相関式から出てくるのは基準地震動そのものではなくて、地震モーメントが出てくるのですけどね。必ずしも判決はそういうことを言っているのではなくて、例えばですね、地震でデータがばらついているときに、今おっしゃってるのは、全てのデータを包絡するようにという。式の引き方もそうですけれども、ばらついているときにそれらとの間の偏差が最も小さくなるように線を引くケース、それからばらついているデータを全て包絡するように引くケースというのがあります。そうすると、その一点でも最も高いもの、あるいは一点でも低いもの、その一番外側に線を引く。判決は決してそういった主張されているわけではありません。

それから、もう一つ、先ほどの質問の中に他の裁判というお尋ねはありましたけど、先ほどお答えしませんでしたけど、今回の判決の根拠となっている、そのいわゆるばらつきとされているものについては、これは民訴ではあるのですけれども、昨年7月の福岡

高裁の決定文の中でも触れられていて、同じように触れられているんですけど、全く異なる判断が導かれている。ですから、司法の中でも幾つもの判断が出ている。そして、繰り返しますけれども、全ての発電所に対する基準地震動の算出に当たっては、更に保守性の積み上げについては、私たちとしては一つも過誤はないし、欠落もないというふうに今の時点で信じていますので、これは誤解を生まないように説明を続けるということに尽きるだろうと思っています。

○記者 その主張が裁判の場では不十分だったというような理解でよろしいのでしょうか。正しく理解できるまで、していただけるまで主張できなかったということでしょうか。

○更田委員長 どうなのですかね、それって。ここがちょっと私自身は分からなさではあるんですけど、そうですね、私たちがやりましたと言っていることが判断を司法で判断される主体のほうとしての指摘しているものとはずれがあったということなのだろうというふうに思います。

○記者 最後の質問にします。ほかの裁判という話も出たのですけれども、樋口英明裁判長のときに、もっと非常にざっくりした話ですけど、とは言っても、実際にそういう予想をはるかに超える地震が何度も起こっているじゃないかと。だから、こういうそもそもの計算のやり方自体が駄目なんじゃないかということで、国が取消し、運転取消しになったことがありました。それについて、つまり、その関連でいうところのばらつきは考えてないから、そういうことが、予想をはるかに上回るような地震が起こるんじゃないかと。そういうもっと謙虚になるべきだというような判決も出ているのですけど、それについてはいかがでしょうか。

○更田委員長 謙虚になるべきだという御指摘と同時に、過剰であるという御指摘も頂いて、これはもうこの地震に限らないのですけど、規制委員会の判断全てにこの相反する御指摘を頂いてるので、そのどちらに対してもお答えをし続けてきてるわけですけど、規制委員会が発足して、今でも覚えていますけど、最初の原子力発電所に対して設置許可の判断をしたときに、翌朝の社説で審査が遅過ぎるといって御指摘と、判断が拙速であるという御指摘を同時に頂いて、今の御質問に戻ると、地震動に関して、例えば今回のものと言えば、FoA、FoB断層と、それから、熊川断層か、でこれは別物として考えるという判断もある中で、あえて保守性を考えて、つなげて、断層の長さを取っているところもある。そういった大きな保守性を積み上げていて、内部で保守性の議論をするときに、やっぱりいろんな議論があるわけですよ。このケースでの議論というわけではないけど、これは過剰な保守性ではないかという議論もあるだろうし、それから、保守性をもっと積むべきだという議論だってあるだろうと思っている。保守性の議論というのは、個別に個々の現象や個々の事例に対して行っていく必要がありますので、最確値、最も確からしい値を求めるより、もっと、ある意味複雑な部分というのがあります。

繰り返して申し上げますけれども、やはり基準地震動だって無限大ってするわけには

いかないわけで、どこかで線を引く。私たちとしては残余のリスクがあることを否定するつもりはないです。ゼロはない。リスクゼロということはない。したがってどこまでが適正かという判断をするに当たっては、保守性の積み上げがパラメーターの一つ一つ、さらには使っている式に対しての考慮というものを全て総合して、最終的な仕上がりが十分な保守性を持っているかどうかという判断をしていくしかないのだろうというふうに思います。

○記者 もう1点だけ。その適正の判断をするときに、残余のリスクをどこまで排するかというときに、経済性というものは入ってくることはあるのでしょうか。

○更田委員長 現時点で経済性というものが考慮されているわけではありません。

○記者 そのほか。先ほどツカモトさん、挙げられていました。じゃあ、ツカモトさん。その後フクオカさん。

○記者 毎日新聞のツカモトです。六ヶ所のMOX燃料加工工場の件についてお伺いしたいのですが、今回のMOX燃料を新たにつくる工場が許可を得たということになると思うんですが、そのつくられた燃料もいずれは使用され、使用済燃料として残っていくわけですが、この使用済MOX燃料の再処理というのは計画が具体化されていないと思います。一つお聞きしたいのは、その使用済MOX燃料を再処理する上での技術的課題というのは、何かこう把握していらっしゃるものがあるのかということと、もう一つは、ちょっと個人的な感想が入ってしまうかもしれませんが、つくる施設がこうやって許可を得るのに、それをどう処理していくのかというのが曖昧だということについて、どうしても違和感を覚えざるを得ないのですが、この点についてどうお考えでしょうか。

○更田委員長 まずですね、MOXの再処理というのは、技術的には不可能ではない、これは、ただ商業的に行うことに対する課題というものはあるのだろうと思っています。

安全上の特別の問題という、むしろ作業安全に関わることのほうが大きいかもしれません。いわゆる施設の工学的安全性という点からすると、今のウラン燃料に対する再処理施設と極端に異なるということはないだろうというふうに思います。

それから、MOX燃料の再処理なり、MOX燃料の再処理に対して具体的な計画はない中で、MOXの消費ということなのですが、これは正当化に関わる議論で、この正当化というのは、政府であれば経済産業省のほうでなされるべきことだと思っています。それでもなお、ある意味申し上げると、MOX燃料って劣化するんですね。ウラン燃料よりも。プルトニウムはどんどんアメリカンウムに変わっていきますし、アメリカンウムを炉内で燃やそうとすると、ヘリウムをたくさん出すんですね。ヘリウムって気体なものですから、燃料棒の内圧がやや高くなるという傾向を持っています。更に言えば、核分裂断面積の関連から言うと、やや燃やしにくくなる傾向を持っています。ですから、これは安全性に係る議論とはちょっと言いにくいかもしれないけれど、MOX燃料は再処理されてプルトニウムが抽出されて、MOX燃料に加工されたら、さっさと使ったほうが本当は



いいんです。

そういった意味で、私たちが必ずしも安全性だけに関わるものではないけれど、プールの抽出したらプール溶液のままではあるよりは、粉末になってMOX燃料に速やかに加工されたほうが良いと考えているし、MOXに加工されたのであれば、本当は速やかに照射されて、照射済みになったほうが望ましいんです。ただ、さてそれからが問題で、おっしゃるように。照射済MOXは管理し続ける、今の段階で言えば再処理の計画があるわけではありますから、貯蔵し続けるしかないわけですがけれども、それはやはりウラン燃料と同じことで、ある程度プールで冷却を進めて、しかるべき期間が過ぎたら、これは規制委員会の見解と例えば、やはり同じように乾式に移行していくというのが望ましいというふうに考えています。

- 記者 最初にあった正当化の話ですけど、これは再処理工場の許認可に関わるときに、経済産業大臣のほうに問合せをしたものだというふうに理解しているんですけど、ちょっと端からするとですけど、ああいう聞き方をすればああ帰ってくるのだろうなというのが分かるようなやりとりになるんじゃないかなと思っていて、そうすると形式的な側面が強いような印象も受けるのですね。その正当化が正しいのかどうかというところまで、気を配っていくという役割というのは規制側としてはないのでしょうかね。
- 更田委員長 形式というか、正当化されるという回答が返ってくるということについては形式的かもしれないですけども、あのやり取りで正当化の判断をする主体がどちらなのかということは明確になったと思います。私はそこに意義があるというふうに思っています。
- 記者 分かりました。よく委員長、東日本大震災と福島第一原発事故の反省という言葉をよく口にされると思うのですが、その政策の正当性に対する疑義というのを、外から声を上げるといっても憚られたというような文化というのが、福島第一原発事故以前にあったような印象を私は持っていて、そこに対する危機感と言いますかね、そういうのはどうなんだろうというのはちょっと思ったので、最後にしますが、聞かせてください。
- 更田委員長 これはですね、一般論で言うと、これも東京電力福島第一原子力発電所事故の大きな教訓ですけども、規制はやはり政策議論とは独立したところで行われるべきである。今の御指摘は、たまたまそのMOX利用に関わるものではあるけれども、そのMOX利用であるとか、MOX利用の正当化、あるいは再処理の正当化ですけども、これはいずれにせよその推進であるとか、撤退であるとか、エネルギーの政策、原子力政策に関わるものであって、規制はこれに過度に踏み込まないというか、政策の進められ方のいかに問わず、個々の施設の安全性について、技術的な、科学的な判断を下していくというのが役割だと思っていますので、その正当化の議論に私たちは自らが主体でないということに関して、示すことには一定の意義があると思っていますけれども、規制当局が正当化の議論に踏み込むというのは、ある意味、逆には危険なのだろうと思っています。

ます。結局、発電所を、例えば原子力発電所を動かす、動かさないの判断しているのは私たちではない。原子力発電所を動かそうとする主体がその事業を正当化して、そして、それを進めるに当たって、十分な安全策がとられているかどうか、十分安全な存在であるかというのを私たちは確認をしているので、正当化の議論に規制当局が関与するというのはある種危険な状態だというふうに思っています。

むしろ、その正当化について十分な議論がなされるのは、社会であり、場合によっては立法府なのだろうというふうに思っています。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 すみません。それでは、先にフクオカさん、その後、ヨコタさん。

○記者 日本経済新聞のフクオカです。

あの大飯原発の判決に関わる話に戻りまして、これまでも規制委が作ったガイドに関しては、火山影響評価ガイドで、過去に判決、裁判、訴訟の中で、不合理だという指摘が何度かなされて、その後、表現を改善されたということもあったかと思うのですが、先ほど委員長は、ガイドはサービスで作っている面もあるとおっしゃったのですが、とはいえ、やっぱりこういう判決が出てしまうと、国民の皆さんですとか、あるいは住民の皆さんは不安に、司法と国の判断、どちらを尊重する、どちらを信じればいいのかという、困惑する面もあると思うのですが、やはり規制委ができて8年ぐらいたって、ガイドなんかも、急いで当時整備した面もあると思うのですが、そういった中で、やっぱり表現に曖昧さとか不明確な部分があって、司法に、まあ、委員長は誤解されたとおっしゃっていましたが、そういうところも出てくるのかなと思うのですが、委員会で作られたガイドなんかをもう一度レビューとか見て、表現なり見直していくという、何か総点検みたいなことをやらなくていいのかなと思ったのですが、その点どうでしょうか。

○更田委員長 であるからこそ、この会見の初めのほうで、一番最初の御質問にお答えする形で、この点について触れたつもりですが、例えば規則、いわゆる基準と解釈だけにしておいて、ガイドなしで審査するということは、私たちにとっては、もう十分それで可能なわけですが、ただ、私たちはここでひるんではいけないのだと思いますね。ガイドが自分たちが書いたように解釈されなくて、このような判断に至ってしまうというリスクは、今後ともあるのだろうと思いますけども。だからといって、だからガイドの整備はやめようとか、ガイドを排してしまおうというふうにすると、これは大きな意味で、いつか来た道に戻っていくのだろうと思っています。やっぱりこれは誤解を受けてしまったり、異なる解釈をされてしまって、私たちの思うような判断が司法の場やその他で生まれてしまうことはあるかもしれないけれど、それでもやはり審査がどのようなことを行うのか、どういった判断のプロセスを踏むのかといったもの文書化というのは、これはやっぱり重要な

ことだろうと思っています。

で、総点検ですけども、これも先ほど最初の御質問にお答えするなか、その次の御質問に対する答えの中で触れましたけども、まあ、誤解を生みやすいところがどこか。あるいは異なる解釈を受けやすいところはどこかということの特定ができれば、やはり順次、優先順位を定めて、よりブラッシュアップしていくということはあるだろうと思います。ただ、自らが作った文書を客観視するというのは、これは科学者や技術者に対しては基礎教育の中の1項目ではあるのだけど、なかなか簡単なことではないのですね。で、書いている人間は、作成している側はもともとそれを書くだけの必要な知識を持っているので、もう、これは当然だと思うようなところはやはり端折ってしまうようなところがどうしても生まれるので、誤解のありそうなところはどこでしょうというようなレビューというのを求めるやり方というのが、メディアに協力してもらうというのも一つのやり方だと思いますけども、ここは誤解を受けやすいところを捉える努力はしなきゃならないでしょうね。

○記者 ありがとうございます。

○司会 じゃあ、隣、ヨコタさん。

○記者 フリーのヨコタはじめですけども、先ほど福島第一原発事故の反省ということをおっしゃったのですが、樋口裁判長の指摘どおり、基準地震動を超える地震が過去と同じように今後起きた場合、第二の福島原発事故が起きると、起きかねないということだと思うのですが、こんな非合理的な、無反省で、非科学的な決定基準を、どうして東工大博士課程まで出られて、委員長が追認しているのかと。東工大には政治家付度学科はなかったと思うのですが、非合理的な基準を追認される理由をもう一回原点に振り返った上で説明していただきたいのですが。

○更田委員長 何を説明しろと言っているの。

○記者 いや、だから、非合理的な、だから、第二の福島原発が起きる、反省と言っているのに……

○更田委員長 あのね……

○記者 第二の福島原発事故が起きるリスクがあるわけじゃないですか。樋口裁判長が指摘しているとおり。そんな低レベルな基準で大丈夫だという根拠が全く分からないのですね、もう一回、科学、東工大時代に立ち返った上で、科学的思考に基づいて答えていただきたいのですが。

○更田委員長 全くの事実誤認があると思っていますし、全くの無理解があると思っていますので……

○記者 教えてください。

○更田委員長 ある意味、お答えのしようがないですよ。あなたが……

○記者 いや、だから、樋口裁判長が……

- 更田委員長 あなたが理解できないことに対して、私なり私たちが責任を負ってはいませんからね。
- 記者 だから、普通の科学者の常識だったら、平均よりばらつきがあって……
- 司会 すみません。もう少々……
- 記者 それ以上の地震が起きたら、原発事故がそのたびに起きると。それが樋口裁判長の言っていることじゃないですか……
- 司会 すみません。
- 記者 これに対して、どう反論するのですか。こんな甘い基準で、低い基準で、オーケーを出しているほうがおかしいんじゃないのですか。
- 更田委員長 おかしくないです。科学者の常識……
- 記者 じゃあ、分かりやすく説明してくださいよ、国民に。
- 更田委員長 あなたが分からない、理解できないということに対して、私は責任を負っていないです。
- 記者 いや、樋口裁判長も言っているし、今回の判決もそう言っているわけじゃないですか。不備がある、と。不備をちゃんと、不備じゃないということを説明、分かりやすく説明してくださいよ。科学者が一般的な常識で平均値があって、ばらつきがあって、それ以上の地震が起きるのは当然という話。当然じゃないですか。それを何で考慮しないのですか。
- 総務課長 総務課長の児嶋です。ちょっと一旦、そこで静かに、同じ質問が繰り返されていますし、お答えになっていますので……
- 記者 だって、全然答えていただけていないのですよね。
- 更田委員長 うん。いや、あなたの御質問の趣旨自体が科学者の常識に反しているし……
- 記者 さっきの伊ダさんの質問と、趣旨は同じですよ、内容。
- 更田委員長 誰。誰が。いや、全く違いますよ、それは。
- 記者 ほぼ同じですよ。
- 更田委員長 それで、誰がこう言っている、あれがこう言っているというものは、一つ一つが決して常識というわけではありません。
- 記者 だから、平均値よりも……
- 更田委員長 無益なやり取りをしたくないのですよ。
- 記者 大きな地震が起きたら、原発、第二の福島原発事故が起きるでしょと。
- 更田委員長 まず、そもそも、基準地震動を上回る地震が決して来ないなんて、規制委員会は言っていない。
- 記者 だったら、事故が起きるじゃないですか、そのときに。
- 更田委員長 ただし、基準地震動を超えたらすぐ事故になると考えているその判断自体が非常識です。

- 記者 えっ。何で非常識なのですか。それ……
- 更田委員長 基準地震動というものは、そもそも、事故が起きる、起きないの境目を示しているものではありません。基準地震動を超えたから即事故になるという、その限界を示しているものではありません。
- 記者 十分な余裕があるので、事故が起きないと。でも、事故のリスクはあるとおっしゃっているわけじゃないですか。
- 更田委員長 リスクはあります。リスクというのは、イチゼロではないことは御理解いただいていますよね。
- 記者 だったら、過去の最大の地震動以上に、せめてするべきじゃないのですか。
- 更田委員長 その置かれているサイトで観測されている記録の最大値が基準地震動となっているわけではないです。先ほども申し上げたように、FoA、FoB断層と熊川断層をつなげるように、科学的な判断で考えられ得る地震動を計算して、それが基準地震動になっています。
- それから、繰り返しますけども、基準地震動を上回る地震に襲われることを新規規制基準は想定しているからこそ、耐震性を整えた機器であっても、故障したり機能喪失することを仮定して、そういった事態に対処できることを求めています。したがって、その基準地震動を超えることがあって、基準地震動を超えることはもちろん十分に考慮の視野の中に入れた上で、基準はつくられているし、審査も行われています。
- 記者 いや、最悪の場合を考えた厳しい基準じゃないと、意味がないんじゃないですか。抜け穴があるんじゃないですか。リスクが残る……
- 更田委員長 最悪のというのは、何度も言っているけども、青天井での基準というのは、それは施設そのものの利用を不可能にしてくださいということであって、それは、言わば正当化の議論であって、規制当局がすることではない。残余のリスクも否定しているわけではない。じゃあ、残余のリスクの定量化が可能かというのと、地震の確率であるとか火山活動の確率といったものには大きな不確かさがあるので、残余のリスクを必ずしも定量化できているわけではない。ただ、常に、新規規制基準も私たちの審査も、残余のリスクの存在は認めています。ただ、その残余のリスクまで消しに行こうとするというのは、それは科学的な議論とは言えない。そういう意味です。
- 記者 じゃあ、残余のリスクを残したら……
- 司会 すみません……
- 記者 莫大な経済的損失が出るので……
- 司会 ヨコタさん、すみません……
- 記者 それは青天井でも……
- 司会 ヨコタさん、すみません……

- 記者 厳しい基準にしないといけないというのが判決の趣旨だし、それがあべき姿なんじゃないのですか。
- 更田委員長 それが……
- 記者 それは政権に付度して……
- 司会 ヨコタさん、すみません。すみません、そちら……
- 記者 原発推進の……
- 司会 ヨコタさん……
- 更田委員長 それはですね、御意見であって、質問じゃないですし、そもそも。それから、残余のリスクを消そう、消すべきだというお考えは、危険思想であって、残余のリスクを消しに行くということは、いわゆる何を求めるかということ、ゼロリスクを求めているのです。ゼロリスクはあり得ない。ゼロリスクこそが安全神話であって、それこそが最大の福島第一原子力発電所事故の教訓なわけです。
- 記者 いや、全く正反対じゃないですか。ゼロリスクに近くても莫大な経済的損失……
- 司会 すみません、ヨコタさん……
- 記者 それは極限まで……
- 司会 御質問がちょっと、もう繰り返されていますので、この辺で……
- 更田委員長 ゼロリスク……
- 記者 いや、それは原発推進委員長じゃないですか、実質的に。
- 更田委員長 いやいや。あのね、ゼロリスクを要求されているわけでしょ。あなたのおっしゃったことは。
- 記者 ほぼゼロリスクで莫大な損害を与えるわけですから、それはゼロに近づけないと、ほかの代替案があるのだったら原発をやめるという選択肢もあるわけですから。
- 更田委員長 それは御意見ですね。
- 記者 それぐらいやらない、バランス取れないんじゃないですか。
- 更田委員長 それは御意見でしょ。
- 記者 判決もそうだし、福島県民も、多くもそうだと思いますよ。
- 総務課長 ヨコタさん、すみません。総務課長の児嶋です。
- 更田委員長 それはだから、科学的な議論じゃないですね、全く。
- 記者 いやあ……
- 総務課長 御意見は分かりましたので、そろそろ終わっていただけないでしょうか。
- 記者 はい。
- 司会 はい。すみません。じゃあ、まず、奥のササキさんで、その後、手前のササキさんで、コツボさんの順番で行きます。

○記者 青森の東奥日報のササキです。

MOXの話に戻って恐縮ですが、MOXの審査書案の取りまとめのときの記者会見で、委員長が、MOXの利用計画、電気事業者は、そのMOXの利用計画をしかるべき時期に示すことが大変重要だというお話をされました。その重要だという御認識を、もう一度説明を加えていただければと思って、質問させていただきます。

○更田委員長 ある意味、これは、安全だけではなくて、原子力委員会が関与すべき、しっかり監視すべきプルトニウムバランスにも関わることのように聞こえるかもしれないのですが、私たちの関心としては、やはりあの加工が進んでいることをもって、再処理量が増えていくという目安にMOX燃料がたまっていく状況というのは好ましくないだろうなど。一方で、もっと好ましくないのは、溶液の状態で、プルトニウム溶液の状態でたまるのが一番好ましくないわけですが、これはもう、当然のこととして、プルトニウム溶液の量はなるべく、その途中段階の量はなるべく少なくあってほしいというのは当然のこととして。もう一つは、やっぱり、新燃料、新MOXが高まる、集まるというのは、決して好ましいことではない。

例えば、ちょっと申し上げにくいことだけでも、PP、PPというのは核物質防護の観点から言うと、例えばそのプルトニウムを含んだ物質を盗取したい、盗みたいという悪意ある第三者がいた場合って、使用済みのMOXには近寄れないのですね、そもそも。だから、盗まれる可能性は小さい。で、溶液はもちろんだけど、溶液の状態も盗みにくいんだけど、新燃料MOXって、PP上、核物質防護上は厳重に守らなきゃならないのは、まあ、人がその新燃料MOXであって、新燃料であっても、ウラン燃料とは違って、MOX燃料って、そんなにその、そばにずっといたいようなものではなくて、被ばくしてしまいますので。ではあるけれど、それでも使用済燃料に比べれば、はるかに線量は低いので、盗まれやすさからすると、未照射MOXが一番高いのですね。そういった観点からも、あんまり未照射MOXがたまってほしくない。

それから、先ほど少し申し上げましたけども、MOX燃料というのは加工後時間が経過するにつれて劣化をしていきますので、そういった意味でも、あんまり新燃料MOXがたまるというのは好ましくないで、そういった全体のバランスを考える上でも、事業者は再処理量、そして、MOXの加工量、それから当然のことながらMOXの消費量というもののバランスをしっかり計画立てるということは、これは私たちの観点でも望ましいし、原子力委員会にとってはもっと重要だろうというふうに思います。

○記者 その計画を示す、しかるべき時期について、どの時期がふさわしいのかという委員長の御見解はあるのでしょうか。

○更田委員長 これはまだ、ちょっと今の時点で見通しづらいですけど、まだ先の話でしょうね。MOXが竣工して、それから、そもそも再処理が、安全上の判断はできたとしても、商業的再処理が軌道に乗るかどうかというのは、これはそれを見るのはまだまだ先の話ですので、ちょっと今の時点で時期を特定するのは難しいと思いま

す。

○司会 はい。それでは、中央のササキさんのほう、お願いします。

○記者 北海道新聞のササキです。大飯原発の件で2点伺います。

1点目が、今回の判決、まだ確定していませんけども、泊原発を含めた、他の原発の今後の審査へ影響する可能性があるのか。それとも、まあ、まだ判決の確定前なので一切今後の審査に影響はないと考えていいのでしょうか。

○更田委員長 審査には影響しないでしょうね。

○記者 しない。

○更田委員長 はい。

○記者 今までどおりやるということですね。

あと、もう一点が、先ほど、今回の判決、文字の解釈ですね。字義の解釈で誤解があったというお話がありましたけども、司法が文字の解釈だけでここまでの重い判断をするかなと思うのですけども。飽くまで、そこは誤解ということで、委員長はお考えになっているということで、ガイドがもっと分かりやすく書かれていれば、こういう判決にはならなかったというお考えでいいですかね。

○更田委員長 いや、あのね、誤解というのは、私たちにとっては誤解なのだけど、より正確に表現すると、解釈の違いですかね。解釈の違いって、一方から見たら、もう一方の解釈が誤解に見えるわけですけど。判決要旨とか判決本文を御覧になっていますよね。本文の中でも、るる、語義解釈に相当することがずっと述べられていますよね。ですから、判決文そのものが、何といたしますかね、ああいった法廷における解釈上の問題であると書かれているように私は受け止めました。決して、基準地震動が不足であるとか、そういった論点、書き方ではなくて、それを定めていくプロセスの中の、ある一つのステップが確認できなかったのも、その定め方に過誤があるのではないかということで、ああいった判断がなされているので、うん、まあ、どちらかというところ、やっぱりそのステップの踏み方の解釈の問題というのが大きな分かれ目なのだというふうに受け止めています。

○記者 最後、1点です。今後の審査で、そのステップに誤解、まあ、誤解の解釈を持たれないように、慎重に、泊の審査とかも慎重に慎重にやっていくとか、そういうことにはなりますかね。

○更田委員長 直接的な影響がもし出るとしたら、審査書を書くときに、一文、二文足すということはあるかもしれないです。こういうことはやったよという、あるいはこれに相当することはやりましたよと審査書に書くことになるかもしれない。ただ、それに、先ほど来お答えしているように、ガイドのほうに解説をもうちょっと加えることになるかもしれない。

で、審査そのものは厳正にやっていますし、これからも厳正に行っていきます。



そして、泊原発について言えば、まだサイト内の破砕帯に決着がついたわけではない。大きな判断のほうに向かいつつはあるけれども、まだ北海道電力、データをきちんとこちらの指摘に答えて、そろえて立証する必要がありますので。その段階を経て、基準地震動であり基準津波高さというプロセスがありますので、いずれにせよ、泊原発も含めて、原子力施設の審査には厳正に当たっていきたいというふうに思います。

○司会 はい。それでは、コツボさんなので、その後、ワタライさんと思っていますけれども、それ以外の方で御質問のある方はおられますか。

(該当者挙手)

○司会 じゃあ、アマザワさんですね。じゃあ、その後三人で終わりにしたいと思います。

じゃあ、まず、コツボさん。

○記者 はい。朝日新聞のコツボと申します。よろしくお願いします。

大飯の件で私もちょっとお伺いしたいのですけれども、確かに専門性とかに関しては判決でも、そこは専門的な機関だからということで、きちんと評価しているようにも読めるのですけれども、一方で例えば車の部品に不備があったときとかにリコールされると造ったメーカーではなくて、車のメーカーそのもの、部品メーカーでなくて車メーカーのレピュテーションが下がるというようなこともあると思います。要は、判決で、運転差止めですとか許可取消ということが出ることそのもの自体が、例えば規制委がきちんと審査をやっているのかということ揺らがせることにならないかという気もするのですが、その点はどのように受け止めていらっしゃるのでしょうか。

○更田委員長 それはおっしゃるとおりに受け止めています。行政組織としては、自分たちにとっては意外であったり、自分たちにとってはもう想像もつかないようなものであったとしても、そういった判断が出るということは、それは当然一つの、社会において一つの役割、国において一つの役割を持ったところがそういった判断をするわけですので、まあ確定でないからとか、いろんな捉え方はあるでしょうけれども、それはおっしゃるとおり、私は組織を率いる者として責任は感じているし、当然それはインパクトがあるというふうに思っています。

○記者 分かりました。

それにちょっと関連してですけども、例えばさっき、理系だったらみたいな話で、もともとのデータのばらつきですとか誤差あるいは標準偏差とか、そういったお話というのは、何となく通じるような部分ってあって、逆に事業者との間ではそういうところの誤解が生まれていないわけですけども、言ってみれば、社会の中で一つの機能を担っている機関からこういうことが出たということは、例えば、何とい

いますか、社会との対話とか、説明だとかそういったことがちょっと不足がなかったかとか、あるいは今後更にこうしていきたいとか、そういったことがあれば、お聞かせいただけないでしょうか。

○更田委員長 はい。常々難しいのは優先順位の決定であって。で、どこまでそこに重点を置くか、一番、手を抜いてはならないのは、実際上の安全に関わる判断に瑕疵があったり、過誤があったり、欠落があってはならない。ですから、その中身に對して、最も私たちは気を遣います。

ただ一方で、おっしゃるように、私たちは、立法府は立法府の監視を受けているし、それから司法は司法としての独立した判断をされるし。当然そういったところに対しても、私たちは注意を払うべきではあるでしょうし、何よりも社会に対してより理解されるような発信をしなきゃならないというのは事実なのですが。結果的にこれはやっぱりバランスの問題でしょうね。

で、最も重要なところで欠けが起きないようにというところに注意を払いますが、ただ、それだけで全ての責任が果たせているとは毛頭考えていませんので、そういった意味で、ただですね、規制委員会、規制庁、本当に、理系、文系という言い方は、私は実はあんまり好きじゃないのだけど、理系集団なので、どこが分かりにくいから、実は捉えられていないかもしれない。で、そういったところに関して言えば、本当に日常生活から普通に通じると思って使っている言葉が、例えば総務課長には通じなかったりするのですよ。例えば、多くの、審査会のメンバーで言うと、「サチる」という言葉を僕らはよく使うのですよね。「サチる」って何かというと、「サチュレートする」という意味で、飽和するという意味なのですが、いっぱいいっぱいになってきたということの意味で「サチる」という言い方をして、それこそ、これ、工学部の中だと当然のように通じるのだけど、総務課長には通じなかったりするのです。

で、そういうのにとらわれてしまうと、実はここが異なる解釈を受けてしまうのだというところに気づきにくいところがあるので、そういった意味では、やはり総務課長のような人たちを交えて、技術文書を読んでいくということが大事なのだらうと思います。注意は払おうと思いますけど、お答えとしてはやはり優先順位の問題だというふうには思います。

○記者 はい。ありがとうございました。

○司会 それでは、ワタライさん。一番後ろです。お願いします。

○記者 すみません。IWJのワタライです。

やはり大飯の、大阪地裁のあの判決に関わっての質問なのですけれども、朝日新聞さんの質問にちょっとかぶるようすけれども、一つは、判決がどうかということも大事ですけれども、このような訴訟が起きると、また全国でいろんな訴訟が起

きておりまして、そういうことというのは、一つには3.11の反省からできたこの規制委員会に対する期待というものが、まあ、揺らいでいるという言い方は、ちょっと語弊があるかもしれませんが、やはりそういうものと、決して別物ではないという気がします。で、いろいろと、地震に関しては委員会の中でも御議論あることは承知しておりますし、ガイドを作ったりという御努力をされていることは承知はしておりますけれども、やはりそもそも論のようで大変恐縮なのですが、3.11の事故を教訓にして、この委員会ができた。で、その原因になったものがそもそも地震で、そしてあの事故が起きて、私たちは要するにこの地震大国に55基も原発があるというあの現実初めて気づいたわけですね。そういう現実を受けて、いろいろ、技術的な専門家の方が集まって、行政府のほうも新規制基準をつくったり。立法の御努力をされてはいますけれども、しかし、基本的にはこの地震大国の中で原発を稼働させるということのやはり危険性ということについては、ある意味では、本当の意味で安心している人というのは、どうでしょう、少ないのではないかと。運転している当事者の方々も、いろんな緊張の中で新しい規制基準に合わせ、そういう御努力もしなければならぬというのが現実なわけですから、来年10年の節目を迎えますので、やはり現場でずっと、原発、原子力を見詰めてこられた方々が、やっぱりここへ来て、改めて、基準も含めて、特に原発と地震という問題について、やはり大勢の市民の方々のやっぱり信頼を得るような新しい考え方というか、新しい提案をしていく必要があるのではないかというふうに思うのですが、委員長はどのようにお考えでしょうか。

○更田委員長　まずですね、私だって安心していませんよ。安心という言葉が規制当局が語るようになったら危険だということを、以前にこの会見でも申し上げたことがありますけれども、私たちは工学的な安全性、科学的な安全性に対して、一定の判断をずっと下してきていますけれども、安心というものは別物であってね。で、規制当局が、例えば十分な手当てがしてあるから安全だと言い出したら、これはもう、本当に危険な兆候であって、危険そのものであって。正しく恐れるということは必要ですし、防災対策にしてもそうですし、事故が起きたときの対処にしてもそうですけれども、安心というのは、むしろ正しく恐れることが重要なのだというふうに思っています。

それから、あのような災害があって、なお原子力を利用しようとする限り、多くの訴訟が起きるのは、これはある意味当然だと思っています。あのような津波によって、あれだけの事故が起きて、結果が極めて多くの人々の人生や生活に大きな影響を与えて、なお、その中で、原子力施設を利用しようとしている限り、これは正当化の議論ですけどね、使用している限り、訴訟が起きることは当然だし、じゃあ資源エネルギー庁や、まあ、経済産業省と言ってもいいけども、の正当化に対して訴訟が起きるわけではないのですよね。行政判断として出てくるのは、飽くまで許可

や認可といった形なので、これに対して訴訟が起きる。けれども、問われていることの多くの本質は、どちらかというところ、正当化に係る議論ではないかというふうに感じています。そして、この正当化に関しては、決して大げさでなく、ある意味、国論を二分するような意見の相違があるわけで、この正当化に係る意見の相違の影響を一定程度規制当局が受けてしまうことというのは、うん、これはなるべく回避できれば回避したいところなんですけれども、まあ致し方ないことなのだろうなというふうには思っています。

ですので、これはその原子力の利用に反対であるか賛成であるかに問わず、ゼロリスクであるとか、極端な考え方というのは、かえってそれぞれの主張を、何というか、裏づける上で、議論を意味のないものにしてしまいがちですので、これは気をつける必要があるだろうと思っておりますけれども。規制当局が訴訟を、その判断に対して受けるということは、今申し上げたように正当化に係る議論、意見の違いの影響を受けていると言えば受けているでしょうけど、まあ、一定程度仕方のないことだというふうには思っています。

○記者 確かに、委員会としては、まあそういうことなのかもしれないのですけれども、その議論になりますと、いわゆる私どものメディアなんかも典型的にそういう部分があるかと思っておりますけれども、一般市民の納得が得られるのかどうかと。そのことについて、先日のあの定例会見でも、委員会が審査に関して申請が出たものがみんな稼働しているではないかということに対して委員長は、それはその稼働の見込みがあるものが審査にのってきているのだと、こういう答えだったのですけれども、そういうことで、やはり一般の方々が納得できるかどうかということはあるかと思うのですけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○更田委員長 納得というのは、必ずしも科学的な値であるとか科学的な理解に基づくものではないと思っております。それから、例えば、人の判断であるとか意見とか、あるいは不安に思う、あるいは安心するといった感情って、リスクと便益をはかりにかけて、どちらかが大きいから受け入れる、受け入れないといったものでは決してないと思うのです。

例えば、こういったものが受け入れられる受け入れられないの議論が行き着くところは、例えば放射線被ばくのところへ入ろうとして行き着く。なぜ1ミリシーベルトなのだと。その計画状態、要するに普通の状態において、1ミリシーベルトが一般人に対する閾になっていきますけど、これ、説明できる人って、我々の中でも少ないと思っております。で、じゃあ、なぜ1ミリシーベルトに向かわなければ受け入れられないのかであるとか、じゃあ、なぜそれが2ではない、5ではない、10ではないのか。職業被ばくにしてもそうですし。それは、そこの理解というのは、そうですね、この、安全なり安心の得られるプロセスというのは、それこそ社会学というか認知に関わるほうのものであって、私たちはすごく、何というのですかね、語弊はある

かもしれないけれど、社会に受け入れられようとか安心していただくようなことを目標にしたり目的にして動いているわけではないのですよね。じゃあ、受けられる、受け入れられないというのは、私たちの判断を更はずっと超えたところなのか手前なのか分かりませんが、そもそも安心のメカニズムなり受容のメカニズム、受け入れるメカニズムに関わっているところがありますので、まだ、なお不安に思う人がたくさんいるとか、まだ反対の人がたくさんいる、あるいは賛成の人がたくさんいるというようなことを余り考慮に入れ過ぎてしまうと、規制当局としての判断を誤ることになりがちで、ある意味ちょっとドライに言うと、規制当局って、純粹にやっぱりその対象の科学的、技術的な判断に集中して、自分たちの判断がどういった受け止められ方をされるかということに過度にとらわれないというところは重要なのだと思っています。ですから、ここがちょっと、規制当局というのは、受け入れられないのが仕事のうちみたいなところがあるのは事実だと思っています。

○記者 1ミリシーベルトのお話が出たので、ちょっとそのことに触れたいと思います。

やはり放射線については大変お詳しい記者の方々がたくさんいらっしゃると思うので多くはお話しできないかと思うのですが、そもそも放射線というのは、どのように微量であっても、人体に必ず影響を与えるのだという考えがそもそもあって、そこからいろんな、その許容量というのでしょうか、許容していいかどうかという議論は別としましても、実際にそういうものを取り扱う上での、便宜と相殺して値が決まると、こういうことだったように私は理解をしているのですが、そもそも、そうなってくると、1ミリシーベルトであっても、自然界にある放射線という議論もあると思うのですが、1ミリシーベルトであってもですね、やはり人為的に被ばくすることがやはり人体に影響を与えるという基本的なやっぱり考え方があって、それはそれなりにその数字に根拠が出てきているのではないかと、いうふうには思うのですが、そういう理解でよろしかったでしょうか。

○更田委員長 そうだとは思いますが、先ほど申し上げたように、例えば海外旅行に行くときに、例えばロサンゼルスへ行こう、ニューヨークへ行こうとするときに、被ばくとそれから移動から得られる便益をはかりにかけて判断する人って、どのくらい、いるでしょうか。航空機で10時間なり前後移動すれば、有意な被ばくを受けます。それから、皆さん歯医者さんなりお医者さんへ行ってレントゲンを撮りましょう。そこで被ばくを理由に拒否される方というのは多くはないだろうと思います。で、そのときそのときに無意識なのかは別として、海外旅行のときも、それからお医者さんに行ってレントゲンを撮ることに関しても、暗黙のうちに正当化の判断をしているわけですよね。被ばくよりも悪いところを見つけるほうが有益だと。それから、被ばくよりも、旅行に行くことが有益だと。東京から京都に引越すときに、被ばく量は変わりますが、被ばく量を考慮するわけではない。京

都のほうが自然放射線は高い。それから、例えば、いわゆるラドン温泉と言われるようなところで働いておられる方の被ばく量というのは有意です。ですから、ただ、自分が便益を得られるというふうに直接的に感じられるものに対しては、被ばくは余り気にならないけれども、自分の便益として直接感じられないものについての被ばくは許容できない。というのは当然ですよ、そういうのって。で、比較、費用便益をはかりにかける場合でも、発電所の場合って、便益を受けている人とそれからリスクを負う人が必ずしも同一人とは限らない。ですから、より、その費用便益の考量を複雑にしている部分があります。ですから、必ずしも被ばくそのものであってもというより、被ばく量であるとか何ミリシーベルトであるとかということと、安心する、受容するということが直接的には結びつかないのが現実だし、事実であろうというふうに思います。

○記者 おっしゃるとおりだと思います。ただ、実際には放射線にまつわるいろんな技術については、代替案も出てきている中で、放射線に対するやはり感覚というか、それに対する評価というものもより厳しいものにならざるを得ないというふうには考えてはいるのです。そういうことは時代とともに当然変遷するとは思いますが、そういうことも含めて、来年を一つの転機にして、より慎重で厳しい規制をお願いしたいというふうに思います。長くなりまして、恐縮です。ありがとうございました。

○更田委員長 はい。

○司会 それでは、最後、アマザワさん、お願いします。

○記者 読売新聞のアマザワです。1点だけ、今日の大飯の関係で、最後に事務局に見解をまとめるようにと求められていた内容でちょっと確認なのですが、今までのこの委員長の話を伺っていると、この、まず、この判決に関して規制委員会としての受け止めといいますか、判決の内容であったり、国としての今までの主張。それを踏まえてどう考えるかという部分と、なぜ判決が出たか、今まで解釈の食い違いが審査ガイドについてあったんじゃないかという、そういった、その予知だったりとか原因について分析を求めたりというところが見解としてまとまるのを求めているのでしょうか。

○更田委員長 まあ、事務局の仕上がりを見てみないと分からないのですが、余り判決との直接の関連はないと思います。むしろ、今明確にしておいたほうがいいと言うと、ひょっとすると理科の実験の解説書みたいなものになるかもしれないですけども、相関式、実験式の使い方、保守性の積み上げ方、そういったようなものになるかと思います。それほどその強く、というのは判決の根拠になっているのが実験式に関わる、実験式というか経験式に関わるものですので、少なくともその技術的な部分に、科学的、技術的な部分に対してだけはお答えをしておいたほう

がいいのではないかと思って。ですから、直接、判決であるとかと結びつけたものではなくて、その根拠の一つとして取り上げられている経験式のばらつきという、自ら書いたガイドの文章は、こういう意図のものであって、本来こういうふうに使われるべきものという、それこそ理科の解説みたいなものになるんじゃないかと思えますけども。

○記者 そうすると、今までお話にあった解釈の食い違いが生まれた要因といたしますか、そこら辺まで別に踏み込んで求めるわけではないということですかね。

○更田委員長 はい。少なくとも私たちはこう考えているということを確認にすることがまず第一だというふうに思います。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 はい。それでは、本日の会見は以上としたいと思います。ありがとうございました。

—了—